

スクエアダンス実技指導者ライセンス 規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、スクエアダンス・ラウンドダンス及びカントリーウエスタンダンス(以下スクエアダンス等という)の普及・振興に不可欠な実技指導者を育成し、その資質の向上を目的とする「スクエアダンス実技指導者ライセンス制度」(以下本制度という)の運用に必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 「スクエアダンス実技指導者ライセンス」(以下ライセンスという)とは、一般社団法人日本スクエアダンス協会(以下当協会という)が、スクエアダンス等を指導するために必要な資質を備えた実技指導者に与える資格をいう。

第2章 対象 及び 層別

(対象者)

第3条 本規程の対象者は、当協会の「普通会員」とする。

(対象種目)

第4条 本規程の対象種目は、スクエアダンス、ラウンドダンス、カントリーウエスタンダンスとする。(以下スクエアダンスをSD、ラウンドダンスをRD、カントリーウエスタンダンスをCWDという)

(ライセンス層別及び基準)

第5条 対象種目毎のライセンス層別は「別表-1」により、ライセンスの基準は「別表-2」による。

第3章 維持 及び 運用

(制度の維持及び運用)

第6条 本制度の維持と運用のため、ライセンス委員会及び統括支部ライセンス委員会を設ける。

(委員会の構成)

第7条 ライセンス委員会の委員構成は次の通りとする。

- (1) 委員長は当協会定款の定めにより選任する。
- (2) 委員は若干名とし、委員長が選任する。
- (3) 委員はコーチ又はシニアライセンス保持者とし、対象種目毎に1名以上はコーチライセンス保持者でなければならない。

第8条 統括支部ライセンス委員会の委員構成は次の通りとする。

- (1) 委員長は統括支部長又は統括支部長が選任した者とする。

- (2) 委員は若干名とし、委員長が選任する。
- (3) 委員は対象種目各々1名以上のコーチ又はシニアライセンス保持者とし、その内 1 名以上はコーチライセンス保持者でなければならない。

(委員の任期)

第9条 ライセンス委員会及び統括支部ライセンス委員会の委員の任期は、それぞれの役員任期に準じ、後任の委員が就任するまでとする。

(委員会の業務)

第10条 ライセンス委員会は、次の業務を行なう。

- (1) 本制度を総括する。
- (2) 担当の事務員をおき、新規・更新・進級の登録事務及び会計業務、並びに「実技指導者ライセンス登録者名簿」その他関係書類の管理を行なう。
- (3) ライセンスの最終認定とそれに伴う交付事務を行なう。
- (4) 「試験問題」を作成する。
- (5) 必要に応じて、ライセンス取得・進級検定を実施する。

第11条 統括支部ライセンス委員会は、次の業務を行なう。

- (1) 別に定める「実技指導者ライセンス検定試験実施要項」(以下「検定試験実施要項」という)に基づきライセンス取得検定及び・進級検定を実施し、その合否判定を行なう。
- (2) 合否判定の結果をライセンス委員会及び検定受験者の所属する統括支部ライセンス委員会へ報告すると共に、検定受験者に通知する。
- (3) 検定料の取り扱い及び会計業務
- (4) 「実技指導者ライセンス検定(進級)試験受験申込書」、合否判定書類等の保存

第4章 検定試験

(検定の種類及び実施方法)

第12条 ライセンス取得検定は、筆記試験・実技試験・面接試験で構成される。

2. 進級検定は、筆記試験・実技試験・面接試験で構成される。
3. それぞれの試験の内容及び実施方法は、別に定める「実技指導者ライセンスの基準」及び「検定試験実施要項」による。

(受験資格)

第13条 当協会の「普通会员」であること。

2. ライセンス取得検定、進級検定を受験する者は、それぞれ「別表-3」の条件を満たしていること。
3. 当協会の「コーラー・キューア-DATABASE」に登録されていること。

(検定員)

第14条 ライセンス取得検定及び進級検定を実施し、合否の判定を行なう「検定員」については、「検

定試験実施要項」において定める。

(実施届)

第 15 条 統括支部ライセンス委員会は、ライセンス取得検定、進級検定を実施する場合は、事前にライセンス委員会に届けて承認を受けること。

第 5 章 ライセンスの登録 及び 更新

(ライセンスの登録)

第 16 条 ライセンスの登録を希望する者は、「実技指導者ライセンス登録申請書」(登録様式 -1)に必要事項を記入し、別表 -3 に定める添付資料とともに、ライセンス委員会に申請する。

同時に 別表 -4 に定めるライセンス登録料を納付する。

2. ライセンス委員会はライセンスの登録を受けて、その内容を 別表-3 に照らし問題が無ければ登録料の納付を確認した上で「実技指導者ライセンス認定証」及び「ライセンス章」を申請者に交付する。

同時に「実技指導者ライセンス登録者管理名簿」に記載する。

3. 検定試験の合格通知の日から、3年を超えてライセンスの登録をすることは出来ない。

(ライセンスの更新)

第 17 条 ライセンス登録の更新を希望する者は、毎年 5 月 31 日までに行なう。

2. 別表 -4 に定めるライセンス更新料の納付を以って、更新完了とする。

(ライセンスの取消)

第 18 条 次のような場合、ライセンス委員会はライセンス保持者の資格を取り消すことができる。

- (1) ライセンス保持者として、19 条 1 項 各号に定める義務を怠ったとき。

第 6 章 ライセンス保持者の責務 及び 特典

(ライセンス保持者の責務)

第 19 条 ライセンス保持者が継続してライセンスを保持するには、相応の義務を果さなければならない。

- (1) スクエアダンス等の普及・振興を念頭に、当協会「定款」・「倫理要綱」及び関連する法令を遵守し、模範的でライセンス保持者に相応しい言動を常とする。
- (2) 毎年 17 条 1 項に基づき、ライセンスの登録更新手続きを行なわなければならない。
- (3) 当協会及び当協会関連組織が主催又は共催若しくは後援する講習会等に、講師又は受講者として 3 年に 1 回以上参加すること。

(ライセンス保持者の特典)

第 20 条 ライセンス保持者には、ライセンス層別に応じて次の特典が与えられる。

- (1) 「実技指導者ライセンス認定証」及び「ライセンス章」が与えられる。
- (2) 当協会公認ライセンス保持者の呼称を用いることができる。
- (3) 当協会及び関連組織が主催又は共催する、ライセンス保持者対象の研修会等に参加でき

る。

- (4) 当協会及び関連組織が主催又は共催する行事において、指導ができる。
- (5) 当協会及び関連組織が主催又は共催する講習会等において、講師を務めることができる。
- (6) (3)、(4)、(5)号においては、公益社団法人日本フォークダンス連盟(以下日連という)及び日連都道府県支部が主催する行事を除く。

第7章 日連指導者資格保持者の処遇

(日連指導者資格保持者の処遇)

第21条 日連指導者資格保持者の処遇を、資格級に応じて次のように定める。

- (1) 日連指導者資格保持者は、当協会及び関連組織が主催又は共催する行事において、指導ができる。
- (2) 日連指導者資格保持者は、当協会及び関連組織が主催又は共催する講習会等において、講師を務めることができる。
- (3) 日連指導者資格保持者は、「コンベンション出演者選定基準」において資格点が与えられ、「全日本スクエアダンスコンベンション」に出演できる。
- (4) 日連指導者資格と当協会ライセンスの両方を保持する者の、保持に係る諸費用は、「別表一4」による。
- (5) 別途定める期間内に、所定の手続きを行なうことにより、相当する種目と層別の当協会ライセンスが与えられる。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会に報告する。

(運用年度)

第2条 本制度の運用年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

(施行日、改定日)

第3条 この規程の施行日及び改定日は次の通りとする。

施行日	2019年	5月	12日
改定日	2020年	5月	10日
改定日	2021年	9月	4日